

議案第64号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

令和4年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(鹿児島県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項、第3項、第8項及び第10項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第14項を次のように改める。

14 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を削る。

第8条の3第1項第3号中「（人文科学のみに係るものと除く。）」を削る。

第11条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号及び次項において」を、「得た額（以下）の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加える。

第15条第1項中「場合は」「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」「場合には」に改める。

第16条の4第1項中「第8条の3」を「第5条第2項から第13項まで、第8条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の2第1項中「この条」を「この項」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第20条第5項中「又は第2号」を削り、同条第6項中「第1条の2第3号」を「第1条の2第2号」に改める。

附則第8項中「（昭和25年法律第261号）」を削り、附則に次の8項を加える。

13 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第 号）第12条の規定による改正前の鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）（次項第2号において「旧職員定年条例」という。）第3条に規定する年齢に達した日後における最初の4月1日（附則第15項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第6項、第7項、第9項及び第10項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

14 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員
- (3) 鹿児島県職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
- (4) 鹿児島県職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (5) 鹿児島県職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

15 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第17項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（知事が人事委員会と協議して定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」

とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、知事が人事委員会と協議して定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 19 附則第13項から前項までに定めるもののほか、附則第13項の規定による給料月額、附則第15項の規定による給料その他附則第13項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、知事が人事委員会と協議して定める。
- 20 附則第13項、第15項、第17項又は第18項の規定の適用を受ける職員に対しては、鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第7号）附則第7項から第11項までの規定は適用しない。
別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	
		188,200	215,800	255,900	275,400	290,500	316,000	357,800	391,000	442,200

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	218,100	259,400	284,300	326,800	385,500

別表第3アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	297,000	339,500	394,100	467,300	

別表第3イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	189,200	215,900	244,200	257,600	282,900	323,700	366,000

別表第3ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	235,800	256,100	263,300	273,600	289,900	327,100	

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	215,700	220,900	251,000	280,500	321,300	350,200	

(鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に該当する降任をする場合は、この限りでない。

第5条第2項中「次条において」を「以下」に改める。

第6条第1項中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする」に改め、同条第2項中「職員が」の次に「降任により現に属する職務の級より同一給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、」を加え、同条第3項中「前項の規定」の次に「又は法第28条の2第1項の規定」を加える。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 県職員給与条例附則第13項の規定及び学校職員給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第1項の規定の適用については、当分の間、第6条第1項中「とする」とあるのは、「並びに県職員給与条例附則第13項の規定及び学校職員給与条例附則第14項の規定による降給とする」とする。

3 第6条第2項において準用する第2条の規定は、県職員給与条例附則第13項及び学校職員給与条例附則第14項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定により、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

（鹿児島県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、「額」を「額。以下この条において同じ。」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正）

第4条 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 給与条例附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料の額との合計額」とする。

(鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校職員」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第4条第2項中「その者の号給」を「その学校職員の号給」に、「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第6項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条の2第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の3第2項中「第6条の2」を「第4条第2項から第9項まで、第6条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

14 当分の間、学校職員の給料月額は、当該学校職員が地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第 号）第13条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第30号）第3条に規定する年齢に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該学校職員の属する職務の級及び同条第2項から第8項までの規定により当該学校職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤職員

(2) 鹿児島県学校職員の定年等に関する条例第4条の規定によりその例によることとされている鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している学校職員（鹿児島県学校職員の定年等に関する

条例第2条に規定する退職の日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

- (3) 鹿児島県学校職員の定年等に関する条例第8条の規定によりその例によることとされている鹿児島県職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された鹿児島県学校職員の定年等に関する条例第5条に規定する職を占める学校職員

- (4) 県立の短期大学の学長、教授、准教授、講師及び助教

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該学校職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該学校職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員（任命権者が人事委員会と協議して定める学校職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（附則第14項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第16項に規定する学校職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

21 附則第14項、第16項、第18項又は第19項の規定の適用を受ける学校職員に対しては、鹿

児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第37号）附則第9項から第13項までの規定は適用しない。

別表第1アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		283,600	294,600	316,600	400,800

別表第1イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		234,700	275,100	332,000	416,400

別表第1ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		225,800	271,900	325,300	406,300

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		189,200	215,900	244,200	257,600	282,900	323,700

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		188,200	215,800	255,900	275,400	290,500	316,000	357,800	391,000

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		215,700	220,900	251,000	280,500	321,300	350,200

(鹿児島県職員勤勉手当支給条例の一部改正)

第6条 鹿児島県職員勤勉手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若し

くは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 給与条例附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料を支給される職員に対する第4条第4項において準用する期末手当条例第3条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料の額との合計額」とする。

(鹿児島県職員退職手当支給条例の一部改正)

第7条 鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条第2項中「含む。」の次に「第9条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第9条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同条第3項中「又は第28条の4第1項若しくは第28条の6第1項の規定により採用された者」を削る。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第3項中「（第1項）を「（同項）に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に、「「調整月額」を「この項及び第5項において「調整月額」に改める。

第8条の3第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第9条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「した者」を「したもの」に、「ある者」を「あるもの」に改め、同条第4項中「より、」を「より」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより知事

にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項から第18項までを削る。

附則第19項第1号中「第28条の3」を「第28条の7」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第20項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第21項中「国家公務員等退職手当法」の次に「（昭和28年法律第182号）」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第22項中「旧国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第23項中「以下」の次に「この項において」を加え、同項を附則第6項とする。

附則第24項中「条例第33号」を「鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年鹿児島県条例第33号。次項及び附則第9項において「条例第33号」という。）」に改め、「まで」の次に「及び附則第15項から第23項まで」を加え、「附則第24項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第25項中「第5条の2」の次に「及び附則第18項」を加え、同項を附則第8項とする。

附則第26項中「第5条」の次に「又は附則第16項」を加え、「附則第24項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第27項中「附則第11条」を「附則第13条」に改め、同項を附則第10項とする。

附則中第28項を第11項とし、第29項を第12項とし、第30項から第33項までを削り、第34項を第13項とする。

附則第35項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第14項と

し、附則に次の9項を加える。

- 15 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第号）第12条の規定による改正前の鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）（以下「旧職員定年条例」という。）第3条に規定する年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。
- 16 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、旧職員定年条例第3条に規定する年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第5条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第16項」とする。
- 17 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
 - (1) 旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員
 - (2) 鹿児島県職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
- 18 給与条例附則第13項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 19 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「定年に」とあるのは「定年（旧職員定年条例第3条に規定する年齢をいう。）」と、第5条の3の表第4条第1項の項、第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年」とあるのは「その者に係る定年（旧職員定年条例第3条に規定する年齢をいう。）と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年」とする。
- 20 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（旧職員定年条例第3条に規定する年齢を超える者に限り、規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項の項、第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、

100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

- 21 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分及び第8条の3第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の3第1項第1号中「定年」とあるのは、それぞれ「旧職員定年条例第3条に規定する年齢」とする。
- 22 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が旧職員定年条例第3条に規定する年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項の項、第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（」とあるのは「旧職員定年条例第3条に規定する年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を」と、「が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「で除して得た割合」とする。
- 23 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が旧職員定年条例第3条に規定する年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項の項、第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（」とあるのは「100分の2を」と、「が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「で除して得た割合」とする。

（鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第9条第1項中「場合は」「場合には」を改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替え

て適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第9条の5第1項中「第7条の2」を「第4条第2項から第8項まで、第7条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の11項を加える。

11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第 号）第14条の規定による改正前の鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第31号）第3条に規定する年齢に達した日後における最初の4月1日（附則第13項及び第15項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例第4条の規定によりその例によることとされている鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例第2条に規定する退職の日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例第8条の規定によりその例によることとされている鹿児島県職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例第5条に規定する職を占める職員

13 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第17項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第15項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（公安委員会が人事委員会と協議して定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 15 警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められている俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（公安委員会が人事委員会と協議して定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 16 附則第14項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第14項中「前項」とあるのは「第15項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。
- 17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、公安委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、附則第13項及び第14項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 附則第13項、第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、公安委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、附則第13項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 19 附則第13項、第15項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第10条の規定によりその例によることとされている鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）第3条第4項（鹿児島県職員勤勉手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第12号）第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例第3条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例附則第13項、第15項、第17項又は第18項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 20 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、

公安委員会が人事委員会と協議して定める。

21 附則第11項、第13項、第17項又は第18項の規定の適用を受ける職員に対しては、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第42号）附則第7項から第10項までの規定は適用しない。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,200	253,900	258,000	289,400	306,000	320,100	343,800	379,000	410,600

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,200	215,800	255,900	275,400	290,500	316,000	357,800	391,000	442,200

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		218,100	259,400	284,300		326,800		385,500	

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		235,800	256,100	263,300	273,600	289,900		327,100	

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		215,700	220,900	251,000	280,500	321,300		350,200	

(鹿児島県地方警察職員退職手当支給条例の一部改正)

第9条 鹿児島県地方警察職員退職手当支給条例（昭和29年鹿児島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「給与条例」という。」を削り、「基き」を「基づき」に改める。

第2条に後段として次のように加える。

この場合において、警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた後に退職した者についての鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条の2の見出し	給料月額	俸給月額
第5条の2第1項	退職した者	特定任命（警察法（昭和29年法律第162

		号) 第56条の4第1項の規定による任命をいう。以下この項及び附則第13項において同じ。)により職員となつた後に退職した者
	給料月額の減額改定 (給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けたいた給料月額が減額されること)	俸給月額の減額改定 (国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に規定する俸給月額の減額改定
	給料月額が減額されたことがある場合	俸給月額が減額されたことがある場合 (特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)
	給料月額のうち	俸給月額のうち
	特定減額前給料月額	特定減額前俸給月額
第5条の3の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項、第6条の2並びに第6条の3の表第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項	特定減額前給料月額	特定減額前俸給月額
附則第13項	退職した者	特定任命により職員となつた後に退職した者
	給料月額の減額改定 (平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で知事が人事委員会と協議して定めるものを除く。)	俸給月額の減額改定

の給料月額	の俸給月額
条例の適用	法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用
給料月額には	俸給月額には
する。ただし、第6条の5第2項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない	する

附則第2項中「(昭和29年法律第162号)」を削り、「引続き」を「引き続き」に改める。

附則第5項中「(昭和28年鹿児島県条例第54号)」を削る。

附則第7項を削る。

(鹿児島県地方警察職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第10条 鹿児島県地方警察職員の分限並びに懲戒に関する手續及び効果に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条中「額」との次に「、「10分の1に相当する額」とあるのは「5分の1に相当する額」と」を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第11条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 給与条例附則第14項の規定の適用を受ける教育職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

3 給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料を支給される教育職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

(鹿児島県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第12条 鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雜則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項, 第22条の5第1項, 第28条の2, 第28条の5, 第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め, 同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条を次のように改める。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に、「その」を「当該」に、「の翌日」を「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第8条の2第1項に規定する職
- (2) 参事（前号に掲げる職を除く。）

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の

職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員につては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に

延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）した者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雜則

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の4項を加える。

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第号）第12条の規定による改正前の鹿児島県職員の定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職員に対する第3条第1項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第1項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲

げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 8 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条第2項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(鹿児島県学校職員の定年等に関する条例の一部改正)

第13条 鹿児島県学校職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 定年制度（第2条—第4条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条—第8条）
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第9条）
- 第5章 雜則（第10条）

附則

- 第1章 総則

第1条中「) 第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）第4条第1項中「第6条」とあるのは、「鹿児島県学校職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第30号）第5条」とする。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）第7条の6に規定する職
- (2) 事務参事

（管理監督職勤務上限年齢）

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第7条 学校職員の法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（次条において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつて遵守すべき基準については、県職員の例による。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例等）

第8条 学校職員の他の職への降任等及び管理監督職への任用の制限の特例、異動期間の延長等に係る職員の同意並びに異動期間の延長事由が消滅した場合の措置については、県職員の例による。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第9条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される学校職員の任用については、県職員の例による。

第5章 雜則

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表

の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第1号）第13条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する学校職員に対する第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、学校職員（臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に学校職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された学校職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた学校職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該学校職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該学校職員に対し、当該学校職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例の一部改正)

第14条 鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第4条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条—第8条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第9条）

第5章 雜則（第10条）

附則

第1章 総則

第1条中「) 第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項」に、「警察法（昭和29年法律第162号）」を「同法」に改め、「いう。」の次に「及び同法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号。以下「県職員定年条例」という。）第4条第1項中「第6条」とあるのは、「鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第31号）第5条」とする。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）第7条第1項に規定する職
- (2) 警視又は警部の階級にある警察官（前号に掲げる職を除く。）
- (3) 警視の階級に相当する事務職員又は技術職員（第1号に掲げる職を除く。）

（管理監督職勤務上限年齢）

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第7条 警察本部長は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるものほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属

する職に、降任等をすること。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上で状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- 2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条において「他の職への降任等」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」と、同項第1号から第3号までの規定中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。）

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例等）

第8条 警察職員の他の職への降任等及び管理監督職への任用の制限の特例、異動期間の延長等に係る職員の同意並びに異動期間の延長事由が消滅した場合の措置については、県職員の例による。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第9条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される警察職員の任用については、県職員定年条例第12条の規定の例による。

第5章 雜則

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の4項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
-------------------------	-----

3 令和5年4月1日から令和13年3月31までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第1号）第14条の規定による改正前の鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に対する第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 警察本部長は、当分の間、警察職員（臨時的に任用される警察職員その他の法律により任期を定めて任用される警察職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に警察職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された警察職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた警察職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該警察職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該警察職員に対し、当該警察職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

5 警察本部長は、当分の間、特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正）

第15条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年鹿児島県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号を次のように改める。

(4) 鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号。次号において「県職員定年条例」という。）第4条第1項又は第2項（鹿児島県学校職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第30号。次号において「学校職員定年条例」という。）第4条又は鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第31号。

次号において「警察職員定年条例」という。)第4条においてその例によるものとされている場合を含む。)の規定により引き続いて勤務している職員

第2条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 県職員定年条例第9条(学校職員定年条例第8条又は警察職員定年条例第8条においてその例によるものとされている場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により異動期間(県職員定年条例第9条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第16条 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年鹿児島県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年鹿児島県条例第29号」の次に「。以下「県職員定年条例」という。」を、「昭和59年鹿児島県条例第30号」の次に「。以下「学校職員定年条例」という。」を、「昭和59年鹿児島県条例第31号」の次に「。以下「警察職員定年条例」という。」を加え、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 県職員定年条例第9条(学校職員定年条例第8条又は警察職員定年条例第8条においてその例によるものとされている場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により異動期間(県職員定年条例第9条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「鹿児島県職員の定年等に関する条例」を「県職員定年条例」に、「鹿児島県学校職員の定年等に関する条例」を「学校職員定年条例」に、「鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例」を「警察職員定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 県職員定年条例第9条(学校職員定年条例第8条又は警察職員定年条例第8条においてその例によるものとされている場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により異動期間(県職員定年条例第9条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第15条第1項の表第5条第14項の項を削り、第15条第2項の表第4条第10項の項を削り、第15条第3項の表第4条第9項の項を削る。

第28条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第29条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第17条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鹿児島県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項

若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第18条 鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「第18条第1項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条」を加える。

第3条、第4条第2項、第4条の2第2項及び第11条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第19条 鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「第18条第1項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条」を加える。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第20条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鹿児島県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第4号中「昭和59年鹿児島県条例第29号」の次に「。次号において「県職員定年条例」という。」を、「昭和59年鹿児島県条例

第30号」の次に「。次号において「学校職員定年条例」という。」を、「昭和59年鹿児島県条例第31号」の次に「。次号において「警察職員定年条例」という。」を加え、「その例によること」を「その例によるもの」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 県職員定年条例第9条（学校職員定年条例第8条又は警察職員定年条例第8条においてその例によるものとされている場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により異動期間（県職員定年条例第9条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第21条 鹿児島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条中鹿児島県職員退職手当支給条例第2条第2項並びに第9条第2項、第4項及び第11項第5号の改正規定並びに附則第27項の改正規定（「附則第11条」を「附則第13条」に改める部分に限る。）及び附則第35項の改正規定（「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）並びに附則第14条、第18条及び第30条の規定は、公布の日から施行する。

（鹿児島県職員の給与に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の鹿児島県職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第13項から第19項までの規定は、附則第23条第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項の規定により勤務している職員には適用しない。

（鹿児島県職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 附則第24条第1項又は第2項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が新給与条例第5条第14項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（附則第5条、第6条及び第9条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている附則第24条第1項又は第2項の規定により採用された職員に

対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第5条 附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条第2項及び第15条第2項の規定を適用する。

第7条 新給与条例第5条第2項から第13項まで、第8条の3から第10条まで、第10条の3、第10条の5、第13条及び第13条の2の規定は、附則第24条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員又は暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）には適用しない。

第8条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、知事が人事委員会と協議して定める。

（鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例第3条第2項の規定を適用する。

（鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第10条 第5条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の給与に関する条例附則第14項から第20項までの規定は、附則第31条第1項又は改正法附則第3条第5項の規定により勤務している職員には適用しない。

（鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第11条 附則第32条の規定によりその例によることとされている附則第24条第1項若しくは第2項又は第25条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に関する経過措置については、附則第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定の例による。この場合において、附則第3条中「附則第24条第1項」とあるのは「附則第32条の規定によりその例によることとされている附則第24条第1項」と、「新給与条例第4条第1項」とあるのは「第5条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の給与に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）第3条第1項」と、「新給与条例第5条第1項」とあるのは「新学校職員給与条例第4条第1項」と、附則第4条中「鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とあるのは「鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」と、附則第5条中「新給与条例第4

条第1項」とあるのは「新学校職員給与条例第3条第1項」と、「新給与条例第5条第1項」とあるのは「新学校職員給与条例第4条第1項」と、「鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とあるのは「鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」と、附則第7条中「新給与条例第5条第2項から第13項まで、第8条の3から第10条まで、第10条の3、第10条の5、第13条及び第13条の2」とあるのは「新学校職員給与条例第4条第2項から第9項まで、第6条の2及び第7条の2から第7条の5まで」と、附則第8条中「前条まで」とあるのは「第5条まで及び前条」と、「知事」とあるのは「任命権者」とする。

(鹿児島県職員勤勉手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 新給与条例第19条の2第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の第6条の規定による改正後の鹿児島県職員勤勉手当支給条例第4条第1項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「以外」とあるのは「及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）以外」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

(鹿児島県職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の鹿児島県職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「及び」とあるのは「、」と、「任期を定めて採用された職員」とあるのは「任期を定めて採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員（第3項において「暫定再任用職員」という。）」と、同条第3項中「職員」とあるのは「職員又は暫定再任用職員」とする。

第14条 新退職手当条例第9条第4項の規定は、この条例の公布の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第15条 鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第3条から第5条まで又は附則第19項」を「鹿児島県職員退職手当支給条例第3条から第5条まで又は附則第15項若しくは第16項」に、「新条例第3条から第5条の3まで」を「同条例第3条から第5条の3まで及び附則第15項から第23項まで」に改める。

附則第6項中「新条例第3条第1項」を「鹿児島県職員退職手当支給条例第3条第1項」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2及び附則第18項」に改める。

附則第7項中「新条例第5条」を「鹿児島県職員退職手当支給条例第5条又は附則第16項」に改める。

(鹿児島県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第16条 鹿児島県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年鹿児島県条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「附則第24項」を「附則第7項」に改める。

(鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年鹿児島県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「附則第19項、第24項から第26項まで及び第30項から第33項まで、附則第4条、附則第5条」を「附則第2項及び第7項から第9項まで、附則第4条及び第5条」に改める。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

第18条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成31年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第4条の規定による改正後の鹿児島県退職手当支給条例（以下「新条例」という。）」を「鹿児島県職員退職手当支給条例」に、「新条例の」を「同条例の」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

(鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第19条 第8条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例附則第11項から第20項までの規定は、附則第34条第1項又は改正法附則第3条第5項の規定により勤務している職員には適用しない。

(鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第20条 附則第35条の規定によりその例によることとされている附則第24条第1項若しくは第2項又は第25条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に関する経過措置については、附則第3条から第8条までの規定の例による。この場合において、附則第3条中「附則第24条第1項」とあるのは「附則第35条の規定によりその例によることとされている附則第24条第1項」と、「新給与条例第4条第1項」とあるのは「第8条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（以下「新警察給与条例」という。）第3条第1項」と、「新給与条例第5条第1項」とあるのは「新警察給与条例第4条第1項」と、附則第4条中「鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とあるのは「鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例」と、附則第5条中「新給与条例第4条第1項」とあるのは「新警察給与条例第3条第1項」と、「新給与条例第5条第1項」とあるのは「新警察給与条例第4条第1項」と、「鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例」とあるのは

「鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例」と、附則第6条中「新給与条例第11条第2項及び第15条第2項」とあるのは「新警察給与条例第9条第2項」と、附則第7条中「新給与条例第5条第2項から第13項まで、第8条の3から第10条まで、第10条の3、第10条の5、第13条及び第13条の2」とあるのは「新警察給与条例第4条第2項から第8項まで、第7条の2、第8条の2及び第8条の3」と、附則第8条中「知事」とあるのは「公安委員会」とする。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 改正法附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第11条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第2条第2項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。

(鹿児島県職員の再任用に関する条例の廃止)

第22条 鹿児島県職員の再任用に関する条例(平成13年鹿児島県条例第2号)は、廃止する。

(鹿児島県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第23条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第12条の規定による改正前の鹿児島県職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第12条の規定による改正後の鹿児島県職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条

に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(鹿児島県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第24条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該

退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第25条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第29条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第26条 改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第27条 改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第28条 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第24条及び第25条の規定が適用される間における毎年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(鹿児島県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第29条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新

定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第30条 改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(鹿児島県学校職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第31条 任命権者は、施行日前に第13条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の定年等に関する条例(以下この条において「旧学校職員定年条例」という。)第4条の規定によりその例によることとされている旧定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第13条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の定年等に関する条例(以下この条から附則第33条までにおいて「新学校職員定年条例」という。)第4条の規定によりその例によることとされている新定年条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧学校職員定年条例第2条に規定する退職の日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新学校職員定年条例定年(新学校職員定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この項において同じ。)が基準日の前日における新学校職員定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧学校職員定年条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新学校職員定年条例第4条の規定によりその例によることとされている新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、改正

法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新学校職員定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧学校職員定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新学校職員定年条例第4条の規定によりその例によることとされている新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（鹿児島県学校職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第32条 学校職員（新学校職員定年条例第1条に規定する学校職員をいう。）であった者で、附則第24条第1項各号又は第2項各号に掲げる者に相当するものに関する経過措置については、附則第24条から第28条までの規定の例による。この場合において、附則第24条第1項中「（旧定年条例」とあるのは「（第13条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の定年等に関する条例（以下「旧学校職員定年条例」という。）」と、同項第1号中「旧定年条例」とあるのは「旧学校職員定年条例」と、同条第2項中「新定年条例定年」とあるのは「新学校職員定年条例（第13条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の定年等に関する条例（以下「新学校職員定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）」と、同項第1号中「新定年条例」とあるのは「新学校職員定年条例」と、同項第2号中「新定年条例」とあるのは「新学校職員定年条例第4条の規定によりその例によることとされている新定年条例」と、附則第25条第2項中「新定年条例定年を」とあるのは「新学校職員定年条例定年を」と、附則第26条第2項中「旧定年条例」とあるのは「旧学校職員定年条例」と、附則第28条中「新定年条例定年」とあるのは「新学校職員定年条例定年」とする。

（鹿児島県学校職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第33条 新学校職員定年条例第9条に規定する学校職員に関する経過措置については、附則第29条の規定の例による。この場合において、同条中「新定年条例定年相当年齢が基準日」とあるのは「新学校職員定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第13条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の定年等に関する条例（以下「新学校職員定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日」と、「新定年条例定年相当年齢を」とあるのは「新学校職員定年条例定年相当年齢を」と、「職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）」とあるのは「職」と、「新定年条例第4条第1項」とあるのは「新学校職員定年条例第4条の規定によりその例によることとされている新定年条例第4条第1項」と、「新定年条例定年相当年齢に」とあるのは「新学校職員定年条例定年相当年齢に」とする。

(鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第34条 警察本部長は、施行日前に第14条の規定による改正前の鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例（以下この条において「旧警察定年条例」という。）第4条の規定によりその例によることとされている旧定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第14条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例（以下この条から附則第36条までにおいて「新警察定年条例」という。）第4条の規定によりその例によることとされている新定年条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧警察定年条例第2条に規定する退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 警察本部長は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新警察定年条例定年（新警察定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新警察定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧警察定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他的人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新警察定年条例第4条の規定によりその例によることとされている新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新警察定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧警察定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新警察定年条例第4条の規定によりその例によることとされている新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第35条 警察職員（新警察定年条例第1条に規定する警察職員をいう。附則第39条において同じ。）であった者で、附則第24条第1項各号又は第2項各号に掲げる者に相当するものに関する経過措置については、附則第24条から第28条までの規定の例による。この場合において、附則第24条第1項中「（旧定年条例」とあるのは「（第14条の規定による改正前の鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例（以下「旧警察定年条例」という。）」と、同項第1号中「旧定年条例」とあるのは「旧警察定年条例」と、同条第2項中「新定年条例定年」とある

のは「新警察定年条例定年（第14条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例（以下「新警察定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）」と、同項第1号中「新定年条例」とあるのは「新警察定年条例」と、同項第2号中「新定年条例」とあるのは「新警察定年条例第4条の規定によりその例によることとされている新定年条例」と、附則第25条第2項中「新定年条例定年を」とあるのは「新警察定年条例定年を」と、附則第26条第2項中「旧定年条例」とあるのは「旧警察定年条例」と、附則第28条中「新定年条例定年」とあるのは「新警察定年条例定年」とする。

（鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第36条 新警察定年条例第9条に規定する警察職員に関する経過措置については、附則第29条の規定の例による。この場合において、同条中「新定年条例定年相当年齢が基準日」とあるのは「新警察定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第14条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例（以下「新警察定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日」と、「新定年条例定年相当年齢を」とあるのは「新警察定年条例定年相当年齢を」と、「職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）」とあるのは「職」と、「新定年条例第4条第1項」とあるのは「新警察定年条例第4条の規定によりその例によることとされている新定年条例第4条第1項」と、「新定年条例定年相当年齢に」とあるのは「新警察定年条例定年相当年齢に」とする。

（鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第37条 暫定再任用短時間勤務職員は、第17条の規定による改正後の鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第38条 附則第32条の規定によりその例によることとされている附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第18条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第39条 附則第35条の規定によりその例によることとされている附則第25条第1項又は第2項の規定により採用された警察職員は、第19条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第40条 暫定再任用職員に対する第20条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第 号）附則第24条第1項若しくは第2項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(提案理由)

地方公務員法等の改正に伴い、職員の定年引上げ等に係る関係条例の整備等を行うため、この条例を制定しようとするものである。